

介護福祉機器等助成

平成 27 年 4 月 17 日創設

介護サービスの提供事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用をおこなうことにより、労働環境の改善がみられた場合に、受給できます

＜チェック項目＞

- ☑ 介護サービスの提供事業主であること
- ☑ 雇用保険の適用事業主であること
- ☑ 「雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知していること
- ☑ 計画の提出日の6ヶ月前から事業主都合により離職させていないこと

助成額

介護福祉機器の導入費用の **1/2(上限300万円)**

対象となる介護福祉機器

1品10万円以上であること

1. 移動・昇降用リフト	5. ストレッチャー
2. 自動車用車いすリフト	6. 自動排せつ処理機
3. エアーマット	7. 車いす体重計
4. 特殊浴槽 ※リフトと共に稼動するもの以外は昇降機能が付いてるものに限る	

支給までの流れ

① 導入・運用計画の作成・提出
(1か月前から6カ月前まで)

② 認定を受けた導入・運用計画に基づく介護福祉機器の導入・運用

③ 介護福祉機器の導入効果の把握

④ 計画期間終了後1カ月以内に奨励金の支給申請

⑤ 奨励金の受給
(導入費用の1/2(上限300万円))

☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆